

第1回 内野小学校運営協議会

1 日 時 令和6年4月30日(火) 13時30分から14時30分

2 場 所 内野小学校 北校舎3階 会議室

3 次 第

(1) 会長挨拶

(2) 校長挨拶

(3) 新規委員任命書交付

(4) 自己紹介

(5) 浜松市学校運営協議会規則確認

(6) 議長の選出

(7) 前回会議録、令和5年度協議会自己評価の確認

(8) 熟議 進行：議長

- ・ 学校運営の基本方針について

- ・ いじめ防止等のための基本的な方針について（生徒指導）

- ・ 夢育やらまいか事業に対する意見書について

- ・ R6自己目標について

(9) 連絡

<今後の予定>

第2回 6月27日(木) 13:30～14:30

第3回 10月11日(金) 13:30～14:30

第4回 2月 3日(月) 13:30～14:30

国の施策

第3次教育振興基本計画

夢と自信を持ち、可能性に
挑戦するために必要とな
る力の育成
学習指導要領
社会に開かれた教育課程

はままつの教育

第3次浜松市教育総合計画

<目指す子供の姿>

- ・自分らしさを大切にする子供
- ・夢と希望を持ち続ける子供
- ・これからの社会を生き抜くため
の資質や能力を育む子供

浜名中学校区で

目指す子供の姿

節度と思いやりのある浜名の子
～挨拶で広がる
笑顔と思いやり～

教育課題

- 自分らしさを大切にし、人を思いやる感性豊かな子供の育成
- 目標に向かって自ら考え、判断し、行動する子供の育成
- 心身ともに健康でたくましい、元気のある子供の育成
- 家庭や地域社会と連携して取り組む「キャリア教育」の推進

<学校教育目標>

きらきら輝く 内野の子

「自分らしさを発揮する」

う

美しい心の子

<合い言葉>

「にこにこ」

- ☆思いやりの心、親切な心で
周りの人と接する子
- ☆自他を大切にし、節度を持
って生活する子

<具体的方策>

ア思いやりや親切の心の育成
イ基本的生活習慣の確立
ウ子供同士の関わり方の支援

ち

知恵を出し合い学ぶ子

「なるほど」

- ☆目標を持って学び、付けた力
を生かす子
- ☆相手の考えや思いに素直に
耳を傾け自分の考えを伝え
られる子

<具体的方策>

ア一人学びの充実と目的のある
自然発生的な対話
イ効果的な振り返り（見つめる時
間）の実施と活用

の

のびのび元気な子

「はつらつ」

- ☆進んで運動に親しみ、楽しむ
子
- ☆自ら考え、健康・安全に気を付
けて生活する子

<具体的方策>

ア実態に応じた体育科の学習の充
実
イ健康・安全教育、防災教育の推進
と実践
ウ家庭との連携

「キャリア教育の視点」

かかわる力

たかめる力

のりこえる力

つなげる力

子供を家庭や地域、園、学校が同一歩調で支える

<具体的方策>

ア挨拶運動の充実
イ授業における地域素材の活用
ウ家庭との連携を図ることによる学習習慣や生活習慣の定着、改善
エ子供の資質・能力の向上を目指した園小中連携の教育活動や研修の充実

<地域との連携>

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進

学習ボランティア・防犯ボランティア・アリスの会・図書館ボランティア

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式1)

令和6年5月1日

浜松市立内野小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 藤原 道代 様

浜松市立内野小学校運営協議会
会長 岡田 正利

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年4月30日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

子供たちに地域のよさを実感させる活動を充実させるべきである。

⇒学区にある企業や地域の方々の力をお借りして、子供たちが実際に田植えや稲刈りなどの体験をしたり、地域の方の話をうかがったりする場を設定する。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(内野小) 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

○内野地区交通危険箇所マップの作成

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 校長の説明を聞いて、理解・納得することができた。委員の意見を聞きながら、考えることもできた。
- いじめ防止基本方針、具体的施策について説明を受け、不登校やいじめ被害の実態も少なくなっていることを共通認識した。
- 学校運営の基本方針について内容を理解し、共有することはできたが、まだまだ改善する項目はあるので、来年度につなげていきたい。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 目標の「内野地区交通危険箇所マップの作成」を実現することができた。運営協議会委員だけでなく、自治会の方々といろいろな情報・知恵を出して熟議することができた。
- オブザーバーとして、きじの里職員や協働センター職員にも参加していただき、児童との関わりについて貴重な意見をいただいた。
- まだまだ校外活動に制限があり、学校支援活動の拡大について具体的な議論が十分にできなかった。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 近隣自治会の協力を得て、通学路以外の危険箇所も追加し、地域の「交通危険箇所マップ」としての作成を目指した。
- 交通危険箇所マップを全世帯へ配付することで、十分な発信ができたのではないか。
- CSだよりを発行し、紙面での回覧やさくら連絡網で発信することも必要ではないか。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- 交通危険箇所マップに対応した防犯ボランティアの布陣状況見直しと不足箇所への対応策を考える。
- 学校支援活動（学習ボランティア）の充実について議論したい。
- 教育目標につながる、学校・家庭・地域の役割分担をよく考え、よりよい活動をしていきたい。

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

＜本年度の目標＞

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）